

(仮称) 愛知県沖浮体式
洋上風力実証事業

計画段階環境配慮書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 3 月

株式会社シーテック

目 次

第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧.....	1
1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数.....	2
2. 配慮書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要 及び事業者の見解	8
1. 意見の概要及び事業者の見解	8

第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

「愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）」第4条の4の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）について環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、配慮書及び要約書を公告の日から起算して約1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年1月22日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。〔別紙1参照〕

- ・令和7年1月22日付 朝日新聞（愛知県版）
- ・令和7年1月22日付 読売新聞（愛知県版）
- ・令和7年1月22日付 毎日新聞（愛知県版）
- ・令和7年1月22日付 中日新聞（東三河版）

② インターネットによるお知らせ

令和7年1月22日から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。〔別紙2参照〕

- ・株式会社シーテック ウェブサイト

<https://www.ctechcorp.co.jp/news/1769/>

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係自治体庁舎6箇所において縦覧を実施した。また、当社ウェブサイトにておいてインターネットの利用により公表した。〔別紙2参照〕

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
田原市役所	令和7年1月22日 （水） ～ 令和7年2月21日 （金）	8:30～17:15 （土曜・日曜・祝日を除く）
田原市役所渥美支所		
田原市役所赤羽根市民センター		
豊橋市役所環境保全課		9:00～21:00 （月曜を除く）
五並生涯学習センター		
高豊生涯学習センター		
インターネットの利用による公表 当社ウェブサイト （ https://www.ctechcorp.co.jp/news/1769/ ）	縦覧期間中常時	

(4) 縦覧者数

① 関係自治体庁舎における縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数（記名者数）は、19名であった。

- ・ 田原市役所 0名
- ・ 田原市役所渥美支所 1名
- ・ 田原市役所赤羽根市民センター 0名
- ・ 豊橋市役所環境保全課 1名
- ・ 五並生涯学習センター 12名
- ・ 高豊生涯学習センター 5名

② 配慮書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

当該ウェブサイトへのアクセス件数（令和7年2月21日までの延べ件数）は、457件であった。

2. 配慮書についての意見の把握

「愛知県環境影響評価条例」第4条の5の規定に基づき、配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。〔別紙3参照〕

(1) 意見書の提出期間

令和7年1月22日（水）から令和7年2月21日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・ 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・ 株式会社シーテックへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、4通（意見の総数は7件）であった。

日刊新聞に掲載した公告の内容

お知らせ
愛知県環境影響評価条例に基づき、「(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 株式会社シーテック
代表者 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎
所在地 愛知県名古屋市長区忠治山一〇一番地

二、事業の名称(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業
種類 風力(洋上・浮体式)
規模 発電設備出力 最大一万六千五百キロワット

三、事業実施想定区域 愛知県田原市・豊橋市沖

四、縦覧の場所 ①田原市役所／②田原市役所渚美支所／
③田原市役所赤羽根市民センター／
④豊橋市役所環境保全課／⑤五並生涯学習センター／
⑥高豊生涯学習センター

期間 令和七年一月二十二日(水)から
二月二十一日(金)まで

時間 ①②③④は八時三十分から十七時十五分まで
(土曜・日曜・祝日を除く)。
⑤⑥は九時から二十一時まで(月曜を除く)。

五、電子縦覧 <https://www.ctechcorp.co.jp/news/1769/>
意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函下さるか、令和七年二月二十一日(金)までに「六、問い合わせ先」へご郵送ください(当日消印有効)。

六、問い合わせ先
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部
洋上風力開発部
〒四六七八五二〇 愛知県名古屋市長区瑞穂区洲雲町四一四五
電話 〇五二一八八八一七〇三五

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ及び配慮書の内容(1)



ニュースリリース

2025/01/22

(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

当社は、愛知県環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」という。)を2025年1月21日付で愛知県知事、田原市長、豊橋市長へ送付し、本配慮書の縦覧を開始しましたのでお知らせいたします。

また、本配慮書および要約書の詳細は、PDFファイルより閲覧ください。

[\(仮称\) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書の縦覧について](#)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ及び配慮書の内容(2)

(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

2025年1月22日
株式会社シーテック

当社は、愛知県環境影響評価条例に基づき、「(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」という。)を2025年1月21日付で愛知県知事、田原市長、豊橋市長へ送付いたしました。

配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、結果をまとめたものです。

つきましては、2025年1月22日(水)から2025年2月21日(金)まで配慮書を縦覧いたします。また、配慮書について環境の保全の見地からの意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

愛知県田原市・豊橋市沖

2. 配慮書、要約書及びあらましの縦覧

(1) 期間

2025年1月22日(水)から2025年2月21日(金)まで

(2) 時間

開庁(開館)時間内

(3) 場所

田原市役所	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
田原市役所渥美支所	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
田原市役所赤羽根市民センター	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
豊橋市役所環境保全課	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
五並生涯学習センター	9時00分～21時00分(月曜を除く)
高豊生涯学習センター	9時00分～21時00分(月曜を除く)

3. 配慮書及び要約書の電子公表

(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書

目次

第1章 配慮書対象事業を実施しようとする者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 配慮書対象事業の目的及び内容

第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果

第5章 総合的な評価

第6章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書 要約書

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ及び配慮書の内容(3)

※推奨ブラウザは以下の通りです。

Chrome、Edge、Safari、Firefox の最新メジャーリリースバージョン
推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客様の web ブラウザの設定によっては、
ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

4. 意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見のある方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所
法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 意見書の提出の対象である配慮書の名称 [意見書様式を使用する場合は記載済み]
(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書
- ③ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
意見は日本語により、意見の理由を含めて記載願います。

(2) 提出期限

2025年2月21日(金)

(3) 提出方法

- ① 意見書箱に投函する方法
意見書を縦覧箇所へ備え付けの意見書箱に投函願います。なお、意見書は、縦覧期間中のみの設置とさせていただきます。
- ② 郵送する方法
意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2025年2月21日(金)の消印まで有効とさせていただきます。

(4) 郵送する場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市長瑞徳区洲雲町4丁目45番地
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 洋上風力開発部 環境影響評価 宛

(5) 意見書様式

[意見書 PDF](#)

[意見書 Word](#)

ダウンロードしてお使いください。

(注)意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

5. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 洋上風力開発部
電話 052-888-7035 (土曜、日曜、祝日を除く、9時から17時まで)

以 上

意見書用紙

(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書
意見書用紙

「(仮称)愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、2025年2月21日(金)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、郵送(当日消印有効)により下記の問い合わせ先へお寄せください。

お問い合わせ先(意見書の郵送先)

〒467-8520

愛知県名古屋市長区瑞穂区洲雲町4丁目45番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部

洋上風力開発部 環境影響評価 宛

TEL 052-888-7035 (上曜・日曜・祝日を除く、9時から17時まで)

ご氏名	〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名・代表者の氏名〕	
ご住所	〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
【ご意見記入欄】(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。)		

注1:本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
注2:この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使い下さい。

第2章 計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要

及び事業者の見解

1. 意見の概要及び事業者の見解

「愛知県環境影響評価条例」第4条の5の規定に基づく、配慮書について環境の保全の見地から提出された意見は、4件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>1-1</p> <p>アセス図書のホームページへの掲載の方式がとてども参照しづらい、扱いにくい。そもそも本事業は NEDO からの補助金を受けて行う事業であり、公益性が高いことからアセス図書は、ダウンロード、印刷を可能とするとともに、永久的に公表すべきではないか。NEDO 及び事業者の見解を伺いたい。</p>	<p>環境影響評価図書は、目的以外での利用を防止するため、ダウンロード、印刷は不可とさせていただきます。また、公表期間終了後も公開を継続することは、著作権を含めた記載内容の管理や、記載内容等に関する問い合わせ対応等が継続することになり、現在の運用では支障をきたすことから、縦覧期間内での対応とさせていただきます。</p>
<p>2-1</p> <p>P.4.1-3 について意見を述べます。 まず、海底ケーブルの敷設が想定されているのに「海域に生育する植物」についての影響を選定していない理由が整理されていないことに違和感があります。p.3.1-91 等を読めばわかる人にはわかるのですが、丁寧な説明を求めます。 また、「地域を特徴づける生態系」について、“公的機関の文献で標準的な手法がないとされているから”・“経産省が手引きで参考項目に設定しないとしているから”計画段階配慮事項としませんというだけでは、説明として不足していませんか？これらの文献や手引きでこういった整理がなされている、かつ“現段階ではこういった理由で影響が極めて小さいと考えられるから”計画段階配慮事項としません、といったような説明がなされるべきではないでしょうか？この表に記載した理由で「地域を特徴づける生態系」を選定しないことについて、ヒアリングを行った海生哺乳類や魚類の専門家等へは助言を仰がなかったのでしょうか？配慮書ではこういったことすら検討していないように読み取れるので、方法書以降でも同様な理由で選定せずに終わってしまうつもりなのではないか、真摯に調査・予測・評価する意思がないのではないかと考えてしまいます。 開発規模こそ洋上風力発電としては小さいのですが、NEDO の研究開発公募事業でもあるので、丁寧な検討・説明を行っていただきたいものです。</p>	<p>海底ケーブルの敷設に伴う「海域に生育する植物」への影響については、海底ケーブルルートが検討段階であることから、計画段階配慮事項として選定しておりません。方法書以降の手続きにおいて、必要に応じて適切に調査、予測及び評価を実施いたします。なお、「第 4.1-2 表 計画段階配慮事項として選定する理由または選定しない理由」では、「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）の別表第 1「2 点の開発」の参考項目のうち非選定とする項目について、選定しない理由を記載しております。 海域の生態系については、「第 4.1-2 表 計画段階配慮事項として選定する理由または選定しない理由」に記載のとおり、生物の種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、いずれもまだ研究開発ないし実証的検討の段階にあり、科学的に妥当な予測が困難であることから、選定しておりません。ただし、鳥類、海棲哺乳類、海棲爬虫類、魚等の遊泳動物、底生生物、潮間帯動物・植物等、事業実施想定区域を含む海域を利用する生物については、方法書以降の手続きにおいて、最新の知見や先行事例を参考にするほか、必要に応じて専門家の指導、助言を仰ぎながら、「陸域に生息する動物」「海域に生息する動物」「海域に生育する植物」のなかで調査、予測及び評価の実施を検討いたします。</p>

配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>3-1 洋上風力発電は地上の太陽光発電に比し、環境負荷が格段に少ないと思う。ますますのコストカットを図り事業化されることを期待している。</p> <p>野鳥の会の活動で伊良湖岬の「野鳥の渡り」を見に行ったが誇るべき自然遺産だと感じました。</p> <p>沖合の離れた場所に設置されますが、巨大プラントだけに野鳥の習性によっては影響がないとは断言できません。</p> <p>また、夜間飛行をする野鳥もいますので、夜間照明の影響もあるかもしれません。</p> <p>事業化の段階では、数多くの洋上風力発電機が林立することになりますので、今回の調査においても、こうした観点からの予測データも加えて頂きたいと思えます。</p>	<p>本事業は、浮体式洋上風力発電の技術成熟度を向上させ、コスト低減、導入拡大を図るものです。国際競争力のある価格で商用化する技術の確立に向け、進めてまいります。</p> <p>鳥類への影響については、方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。また、必要に応じて専門家の指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、環境保全措置の実施を検討いたします。</p> <p>なお、本事業に係る環境影響評価手続きでは、設置を計画している風力発電機 1 基に伴う影響について調査、予測及び評価をいたします。将来的に大規模な洋上風力発電所として事業化される場合は、当該事業を実施する事業者が適切に環境影響評価手続きを行うものと認識しております。</p>
<p>4-1 ①漁業者への説明</p> <p>予定海域ではシラス網漁等の漁業が行われている。計画の本体は大型浮体であり、風向きの変動に伴う移動範囲は広大になると思われる。複数になると思われる対象漁業組合への細やかな事前説明が必要</p>	<p>本事業の計画・実施に際しましては、引き続き、愛知県漁業協同組合連合会や愛知県と協議のうえ、丁寧に進めてまいります。</p>
<p>4-2 ②計画地点の選定について</p> <p>第 3 ラウンドまで千葉を除けば全てが日本海側、かつ長崎以外は全てが東北。大消費地より遠距離にあり、送電ロス率は大きくなるのでは？（原発立地選定と同じ発想では？）</p>	<p>洋上風力発電は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成 30 年法律第 89 号）に基づき、国が導入促進する区域を順次指定しているものです。</p> <p>区域の指定は、自然的条件が適当であること、漁業等に支障を及ぼさないこと等の要件及び事業実施に関し必要な協議を行うための協議会が設置され、意見がとりまとめられた区域から、順次、国により整備が進められていると認識しております。</p>
<p>4-3 ③今後の事業者の選定について</p> <p>第 1 ラウンドにて選定された千葉は、当初の事業計画では継続困難とし、ゼロベースで見直す」と表明している。今回は大丈夫か？</p> <p>また、上記事業者が撤退決断をしたならば、今後の参加除外できるか？</p>	<p>我が国は、遠浅の海域が少ないため、浮体式の洋上風力発電の導入余地が大きいとされております。本事業は、この浮体式の技術成熟度を向上させ、コスト低減、導入拡大を図るものです。当社としても取り得る様々な手を尽くし、対応してまいります。</p> <p>なお、他事業に関する回答は、差し控えていただきます。</p>
<p>4-4 ※風力発電そのものは是非進めて頂きたいと思っていますので、混乱がみられる太陽光発電の現状を勘案、ていねいに進めて頂きたい。</p>	<p>本事業の計画・実施に際しましては、地元の皆さまへの説明会を開催すると共に、引き続き、関係行政や愛知県漁業協同組合連合会をはじめとする関係団体と協議のうえ、丁寧に進めてまいります。</p>

以上